

令和7年度 SORAアーティスト募集要項

大和市では、公共施設等を音楽演奏やパフォーマンスを行う場所として開放することで、アーティストたちが互いに切磋琢磨して、創造し表現する場を提供するとともに、市民が文化芸術に親しむ場をつくることを目的に SORA アーティスト事業を実施しています。

本事業に参加するアーティストを以下のとおり、募集します。

1. SORAアーティストについて

SORA アーティストは、大和市が実施する専門家による審査に合格し、ライセンスを交付されたアーティストです。ライセンスを取得すると、大和市が指定する公共施設等の決められた場所で、あらかじめ予約した日時に、音楽演奏や大道芸などのパフォーマンスを行うことができます。

※ このライセンスは、一般の路上などでの音楽演奏やパフォーマンスを認めるものではありません。

※ 活動の際は、大音量の禁止など音楽演奏やパフォーマンスの内容に制限があります。

2. 活動にあたっての条件

(1) 事前予約について

活動にあたっては、あらかじめ場所及び日時の予約が必要です。施設管理者からの活動不可連絡や他のアーティストの先約がある場合は活動できません。

(2) 活動場所について

ア 活動場所は屋外で、下記の指定された区域で行っていただきます。

やまと公園(プロキオンデッキ等)【所在地:大和市中央1-5-28】

F・マリノス 成城石井パーク(仲良しプラザ前)【所在地:大和市福田4112】

大和駅東側(やまと広場)【所在地:大和市大和東1-1】

※大和駅東側(やまと広場)を除き、一般の路上は、活動場所ではありません。

イ 活動場所には、スタッフに当たる人員はいません。音楽演奏やパフォーマンスに必要な機材の搬入、搬出等をご自身の負担で行っていただきます。

ウ 活動の際、各活動場所の使用条件や現地施設管理者の指示に従っていただきます。

(3) グループでの活動について

グループで活動する場合は、あらかじめ申請し、審査に合格しライセンスが付与されたメンバーだけが活動可能です。

(4) その他

- ・パフォーマンス中は、ライセンス証を提示できるようにしておいてください。
- ・未成年者がパフォーマンスする場合は、成人の同伴者を伴ってください。

- ・CDやDVD等の物品販売行為は行なわないでください。ただし、自身の活動をPRするための無料のチラシ等をパフォーマンス中に置いておくことは可能です。
- ・観客から投げ銭を受け取ることはできますが、投げ銭入れを持ち回る等の行為により、断りづらい状況にすることは禁止とします。また、投げ銭を求める場合の口上は、観客に不快感を与えないように配慮してください。
- ・近隣の方や他の施設利用者の迷惑になるような大音量を出すことはできません。電池式又は充電式の最小限のポータブルアンプに限り使用を認めますが、周辺から苦情や注意を受けた場合、速やかに音量を下げてください。
- ・火気、刃物などの危険物の使用は禁止とします。
- ・公序良俗に反するもの、危険なパフォーマンスを伴うもの、又は特定の宗教、信条に偏るパフォーマンスは禁止とします。
- ・SORAステージまでの車両の乗り入れはできませんので、車を利用する場合は近隣のコインパーキングを利用する等、駐車場を確保してください。
- ・更衣スペースがありませんので、必要な場合は、SORAアーティスト自身で確保してください。近隣の公共施設や商業施設などのトイレでの着替えやメイクは禁止とします。
- ・工作物等の施設を損傷しないでください。損傷した場合は、直ちに施設管理者および大和市に報告し、SORAアーティストの責任のもと原状回復してください。
- ・観客に危険が及ばないように、パフォーマンスの範囲と観客との間に適切な距離を確保してください。
- ・観客が周辺の通行の支障になっている場合は、パフォーマンスを中断し、声をかけて通路を確保してください。必要に応じて、SORAアーティストが交通誘導員を配置してください。
- ・大和市で撮影した写真等は、アーティストの承諾なしに SORA アーティスト事業の広報等に使用します。また、マスコミの取材、観客が撮影を行う場合があります。
- ・申請者および構成メンバーは、大和市暴力団排除条例（平成23年9月29日条例第4号）第2条第4号に規定する暴力団員等ではないことが条件です。
- ・他人の著作物を使用する場合は、SORAアーティストが必要な手続きを行い、著作権法（昭和45年法律第48号）およびその他関連法令の規定に反しないようにしてください。
- ・道路法（昭和27年法律第180号）、道路交通法（昭和35年法律第105号）等、各活動場所の関係法令を遵守してください。
- ・「大和市役所環境マネジメントシステムの環境方針」、「大和市路上喫煙の防止に関する条例（平成20年6月27日条例第20号）」、及び「大和市ポイ捨て等の防止に関する条例（平成22年6月29日条例第13号）」の趣旨を理解し、遂行してください。

3. 審査について

SORAアーティストは、大和市が実施する音楽、パフォーマンス等の専門家による審査に合格し、ライセンス証の交付を受ける必要があります。審査は次のアからオまでの着眼点を踏まえ審査を行います。

ア 魅力

パフォーマンスの技術、クオリティ、完成度が高いこと

イ 独創性

路上パフォーマンスならではの演出や表現力があること

ウ 将来性

成長の可能性があり、さらに魅力的なパフォーマンスになる余地が大きいこと

エ 社会性

公共の場や不特定多数の方々に向けてパフォーマンスを行う際の品位や公序良俗が守られていること

オ 自立性・安全性

機材の設営から演技の実施、撤収までを自ら行い、自己完結できること
演技実施時の自らの安全性を確保し、第三者への事故防止を図ること

4. 応募資格

- (1) 住所、国籍(外国人の方は在留資格を有する者)、パフォーマンスのジャンルは不問です。
- (2) 年齢
令和8年4月1日時点で満16歳以上の方とします。
未成年者の場合は、保護者の同意が必要です。
- (3) 募集の対象とならない方
大和市暴力団排除条例（平成23年9月29日条例第4号）第2条第4号に規定する暴力団員等
企業や団体、商店、教室等の宣伝やPR、告知や集客を目的とするもの

5. 応募から審査会、ライセンス発行までのスケジュール

- (1) 応募締切
令和7年11月30日(日)
郵送の場合は必着、オンライン申請の場合は午後11時59分まで
- (2) 第一次審査(書類及び映像資料による審査)
令和8年1月上旬予定(一次審査結果は1月下旬頃に本人へ郵送で通知)
- (3) 第二次審査(第一次審査通過者を対象に実演審査)
令和8年2月9日(月)(出演順は大和市で決定いたします)
- (4) 合格通知

令和8年3月下旬頃に本人へ郵送で通知

(5) ライセンス発行

令和8年4月1日付(4月4日からパフォーマンス開始)

6. 応募方法

以下【必要書類等】①～③を、電子申請または郵送でご提出ください。

(1) 電子申請の場合

①～③を下記のホームページからの電子申請内に添付・入力の上、送信してください。

①は Excel 形式で添付、③は YouTube 等にアップロード後、URL を入力してください。

【ホームページ】

https://www.city.yamato.lg.jp/gyosei/soshik/2017/bunka_geijutsu/bunka_geizyutu_zigyau/22165.html



(2) 郵送の場合

①～③を同封の上、下記の応募先までご郵送ください。

①は紙にプリントアウト、③は DVD に保存してください。

【応募先】

〒242-8601 大和市下鶴間 1-1-1

大和市文化振興課 SORA アーティスト担当

【必要書類等】

① 応募用紙

ホームページからダウンロードしたものをご提出ください。

https://www.city.yamato.lg.jp/gyosei/soshik/2017/bunka_geijutsu/bunka_geizyutu_zigyau/22165.html

② 写真(応募用紙に貼付)

縦 4cm×横 3cm、上半身・正面・脱帽、3 か月以内に撮影したもの。元の顔が確認できないほどの濃いメイクは不可。メンバーが複数の場合は全員分必要です。

③ 活動内容が分かる映像資料

ア 実際に音楽演奏やパフォーマンスをしている様子がよく分かる動画(過去1年以内に撮影したもの)を提出してください。

イ 原則として収録された動画の開始から5分間を審査資料とします。

ウ 音楽ジャンル応募の方は生演奏の様子の動画を収録してください。

エ 動画はパソコンで再生及びデータ保存が可能な形式にしてください(ファイル形式は「.mp4」を推奨します。事務局のパソコンで再生できない場合、資料不備という扱いになります)。また、DVD で応募される場合は必ずファイナライズ処理(※)を行って

ださい。

※書き込みをした DVD を、その作業をした機器以外でも再生可能にする処理

オ 動画の容量は 1GB 以下とし、1 つのファイルにまとめてください。また、DVD には動画以外のデータは保存しないようにしてください。

7. その他注意事項

- (1) 応募にあたっては、「SORAアーティスト事業実施要領」を確認し、内容をご了承のうえ、応募してください。
- (2) 応募書類は DVD 等を含め、一切返却いたしません。
- (3) 応募書類等の内容に変更があった場合は、速やかに事務局にご連絡ください。
- (4) 審査の内容、合否理由等についてはお答えしかねますのでご了承の上ご応募ください。

8. 問合せ先

大和市役所 健幸・スポーツ部 文化振興課 文化振興係

〒242-8601 大和市下鶴間1-1-1

TEL 046-260-5222 平日8時半～17時00分(12時～13時を除く)